

資料 1

諮問事項

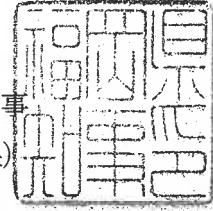
地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する
促進区域に関する福岡県基準の設定について



4 環保第 1045 号
令和 4 年 8 月 9 日

福岡県環境審議会会長 殿

福岡県知事
(環境部環境保全課)



地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する促進区域に関する福岡県基準
の設定について (諮問)

本県では、地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。) 第 21 条第 3 項に基づく地方公共団体実行計画として、本年 3 月に「福岡県地球温暖化対策実行計画 (第 2 次)」を策定し、地球温暖化対策に取り組んでいます。

国は、2050 年カーボンニュートラルに向け、地域の脱炭素化を促進するため、令和 4 年 4 月 1 日に施行された改正法において、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業 (以下「地域脱炭素化促進事業」という。) を推進するための計画・認定制度を創設しました。

これにより、市町村は、地方公共団体実行計画に、地域脱炭素化促進事業に係る事項として、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域 (以下「促進区域」という。) を定めるよう努めることとされ、その設定においては、環境保全に係る国・県の基準の在り方を踏まえることとされています。

つきましては、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の整備にあたり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するため、促進区域に関する県基準の設定について、貴審議会の意見を求めます。

地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する 促進区域に関する福岡県基準の設定について

1 促進区域に関する福岡県基準の設定の必要性

改正温対法（R4.4.1 施行）において、市町村は、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）を定めるよう努めることとされ、その設定においては、環境保全に係る国・県による基準を踏まえるとされた。

国の基準として、環境省令第14号（R4.4.1 施行）で「促進区域から除外すべき区域」及び「市町村が考慮すべき区域・事項」が示されたことから、これに加え、県の基準として、「促進区域から除外すべき区域」及び「市町村が考慮すべき区域・事項」の設定について、諮問するものである。

市町村においては、国及び県の基準を踏まえ、環境保全に係る影響を検討し、再生可能エネルギーポテンシャルの分布状況や設置形態等を考慮して、促進区域を設定するものである。

なお、本県においては、いくつかの市町で促進区域を設定する意向が既に示されており、その設定が円滑になされるよう、県基準を速やかに定める必要がある。

※地球温暖化対策の推進に関する法律の改正について（促進区域について）

1 市町村による実行計画の策定

- (1) 市町村（政令都市等は除く。）は、実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて再エネ利用促進等の施策と、施策の実施目標を定めるよう努めることとする（第21条第4項）。
- (2) 市町村は、(1)の場合において、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、促進区域、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努めることとする（第21条第5項）。

2 地域脱炭素化促進事業の認定

- (1) 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、事業計画を作成し、地方公共団体実行計画に適合することと等について市町村の認定を受けることができる（第22条の2）。
- (2) (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、関係許可等手続きのワンストップ化や、環境影響評価法に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略も可能といった特例を受けることができる（第22条の5～第22条の11）

2 促進区域に関する県の基準

(1) 対象施設

市町村に今後の事業可能性を考慮し、想定される地域脱炭素促進施設（再生可能エネルギー発電施設（太陽光、風力、バイオマス））について設定する。

《参考》 地域脱炭素促進施設

○再生可能エネルギー発電施設

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス

○再生可能エネルギー熱供給施設

地熱、太陽光、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス

(2) 設定項目

県基準は、国基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して設定。

(ア) 促進区域に含めることが適切でないと判断する区域

(イ) 環境の保全への適正な配慮を確保する観点から市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項とその考え方、事項を考慮するに当たって収集すべき情報とその収集方法

(ウ) 地域の経済及び社会の持続的発展に関する事項の例示

(3) 促進区域に係る例示

国及び県の基準において、想定される場所について、必要に応じ例示する。

3 今後のスケジュール

令和4年8月9日	環境審議会（諮問、専門委員会の設置）
令和4年9月～令和5年1月	環境影響評価専門委員会（2～3回） 市町村照会、パブリックコメント
令和5年1月	環境審議会（専門委員会からの報告、答申案の審議及び答申の決定）
令和5年3月	福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）の改定 ※計画（改定部分）は別冊で作成

<参考>

1 環境省令で定める基準（国の基準）

促進区域から除外すべき区域	
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法
国立/国定公園の特別保護地区・海域公園地区・第1種特別地域(①)	自然公園法
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法
生息地等保護区の管理地区	種の保存法

市町村が考慮すべき区域・事項※		
区 域	国立公園、国定公園(上表①以外)	自然公園法
	生息地等保護区の監視地区	種の保存法
	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
	保安林であって環境の保全に関するもの	森林法
事 項	国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	種の保存法
	騒音その他生活環境への支障	-

※区域：促進区域に含む場合には、上記区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要

事項：促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要

2 環境省令で定める県における環境配慮事項

※環境配慮事項ごとに、地域の自然的社会的条件に応じた環境保全への適正な配慮が確保されるよう検討するものとされている。

(1) 太陽光発電

環境配慮事項の区分	環境配慮事項
環境の自然的構成要素の 良好な状態の保持	騒音による影響
	水の濁りによる影響
	重要な地形及び地質への影響
	土地の安定性への影響
	反射光による影響
生物の多様性の確保及び 自然環境の体系的保全	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
	植物の重要な種及び重要な群落への影響
	地域を特徴づける生態系への影響
人と自然との豊かな触れ合 いの確保	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

(2) 風力発電

環境配慮事項の区分	環境配慮事項
環境の自然的構成要素の 良好な状態の保持	騒音による影響
	重要な地形及び地質への影響
	土地の安定性への影響
	風車の影による影響
生物の多様性の確保及び 自然環境の体系的保全	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
	植物の重要な種及び重要な群落への影響
	地域を特徴づける生態系への影響
人と自然との豊かな触れ合 いの確保	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

(3) バイオマス発電

環境配慮事項の区分	環境配慮事項
環境の自然的構成要素の 良好な状態の保持	大気質への影響
	騒音による影響
	悪臭による影響
生物の多様性の確保及び 自然環境の体系的保全	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
	植物の重要な種及び重要な群落への影響
	地域を特徴づける生態系への影響
人と自然との豊かな触れ合 いの確保	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

※このほか、県は、地域の自然的社会的条件又は地域脱炭素化促進施設の種類、規模その他の事項に応じて環境の保全への適正な配慮が確保されるよう、特に考慮が必要と判断する事項について、環境配慮事項とすることができる。

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

第二十一条

1～4 （略）

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 地域脱炭素化促進事業の目標

二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）

三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項

五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項

イ 地域の環境の保全のための取組

ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

6 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあつては、当該基準に基づき、定めるものとする。

7～17 （略）

○ 環境省令第14号（抜粋）

（都道府県基準の検討の方法等）

第五条の六

都道府県が都道府県基準を定めるに当たっては、環境配慮事項ごとに、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう検討するものとする。

2～5 （略）

